

## 高山村結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し住居費及び引越費用の一部を補助するものとし、その補助について、高山村補助金等交付規則（昭和55年高山村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年3月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) リフォーム 所有権のある住宅の機能や性能を維持又は向上させるため、所有権移転登記完了後1か月以内に締結した契約に基づき住宅及び住宅の一部を修繕、補修、更新（取替え）等又は住宅の増築を行うこと。
- (3) 住居費 婚姻を機に新たに物件を購入、リフォーム又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、リフォーム費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料について勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (4) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

### (補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 世帯の所得（所得証明書をもとに、当該課税年度の夫婦の所得を合算した金額）が、500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。
- (2) 対象となる住居が高山村内にあること。
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 新規に婚姻した世帯（令和6年3月1日以降で、村が定める結婚新生活支援事業の事業期間において、婚姻届けを提出し受理された夫婦）であって、婚姻届提出時点で夫婦ともに39歳以下であること。
- (5) 過去に夫婦のいずれもがこの制度に基づく補助（他市町村を含む。）を受けたことがないこと。
- (6) 村税等村に対する支払義務のあるすべてに滞納がないこと。
- (7) 交付決定年度の前年度に村が定める結婚新生活支援事業による補助の決定を受けた世帯であって、その受給額が、1世帯当たりの補助上限額に達しなかったもの。
- (8) その他国の結婚新生活支援事業実施要領に適合すること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、一世帯あたり30万円を限度とする。ただし、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯については、60万円を限度とし、前条第1項第7号に規定する世帯については、交付決定年度の前年度の1世帯当たりの補助上限額として定める額から、交付決定年度の前年度に受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。

- 2 前項の補助金の額に100円未満の端数があるときは、切り捨てするものとする。
- 3 補助金の交付の対象となる経費は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に要した住居費及び引越費用とする。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日に属する月までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高山村結婚新生活支援事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、当村の公簿により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
  - (2) 所得証明書
  - (3) 物件の工事請負契約書及び領収書の写し(住宅をリフォームした場合)
  - (4) 物件の売買契約書及び領収書の写し(住居費における購入の場合)
  - (5) 物件の賃貸借契約書(住居費における賃貸借の場合)
  - (6) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における賃貸借の場合)
  - (7) 引越しに係る領収書の写し(引越費用の場合)
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請書の提出は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に行わなければならない。
- 3 村長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、高山村結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更及び承認)

第6条 前条第3項により補助金の交付決定を受けた申請者は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに高山村結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書(様式第4号)に、前条第1項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて村長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、高山村結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助対象者は、第5条第3項又は前条第2項の通知書をうけたのち、対象経費の補助金額が確定した場合は、高山村結婚新生活支援事業費補助金交付請求書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、内容を確認し、速やかに確定払いにより補助金を交付するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。